

徳島東部都市計画火葬場の決定（小松島市決定）

徳島東部都市計画第5号「小松島市葬斎場」を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
5	小松島市葬斎場	小松島市田野町字赤石北	約 5,600 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

小松島市が運営する既存の葬斎場は、昭和46年の設置後40余年が経過していることから、施設の老朽化が進んでおり、施設周辺環境への影響も懸念されています。

また、高齢化社会の進展に伴う火葬件数の増加、及び大規模な震災等が発生した場合の適切な対応等、市民のニーズに応えることができる施設を整備する必要があります。

以上のことから、市は、環境に対する配慮と今後の高齢化に伴う火葬需要の増加及び大規模な震災に対応する新施設として、建て替えにより小松島市葬斎場を整備するため、これを都市計画に定めようとするものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、徳島県東部都市計画火葬場の決定についての理由を示したものです。

1. 基本的な整備方針

(1) 故人を偲び、利用者へ安らぎ与える施設

葬斎場は、人生にとって最終的で宿命的な儀式が行われる施設として、利用者の心情に配慮した安らぎ感を提供する施設であり、また、葬送の儀にふさわしい環境に調和した配慮がなされた施設とします。

(2) 環境影響の最小化を図った施設

CO2 やダイオキシン類発生の抑制、ばい煙等の除去が十分に行える最新の技術を備え、周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮された施設とします。

(3) 災害に強い施設

南海トラフ巨大地震等の災害の発生に対応した、一時避難場所としての機能付与、非常時の運営体制、人員の確保、炉構造、燃料の備蓄あるいは確保方法等を考慮した施設計画とします。

(4) ライフサイクルコストの削減を図った施設

合理的な計画によるランニングコストの低減を図るとともに、省エネルギー、省資源に十分配慮し、ライフサイクルコストの削減を考慮した施設計画とします。

2. 徳島東部都市計画区域における位置等

本都市計画区域は徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の5市3町の行政区域の全域もしくは一部で構成されています。

本火葬場予定地は、小松島市の中央部にある田野町に位置し、土地改良事業が行われた農地と河川改修された2級河川田野川に囲まれ、JR四国牟岐線並びに最も近い住宅地まで約350mの距離にあり、既存の火葬場の建て替え施設として整備するものです。

3. 都市計画決定の必要性

小松島市が運営する既存の葬斎場は、昭和46年の設置後40余年が経過していることから、施設の老朽化が進んでおり、施設周辺環境への影響も懸念されています。

また、高齢化社会の進展に伴う火葬件数の増加、及び大規模な震災等が発生した場合の適切な対応等、市民のニーズに応えることができる施設を整備する必要があります。

以上のことから、市は、環境に対する配慮と今後の高齢化に伴う火葬需要の増加及び大規模な震災に対応する新施設として、建て替えにより小松島市葬斎場を整備するため、これを都市計画に定めようとするものです。

4. 都市計画決定の内容

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	火葬場名			
5	小松島市葬斎場	小松島市田野町字赤石北	約 5,600 m ²	

5. 関連する都市計画

徳島東部都市計画道路 3.3.97 月ノ輪金磯線（徳島県告示第 806 号 昭和 48 年 12 月 21 日）